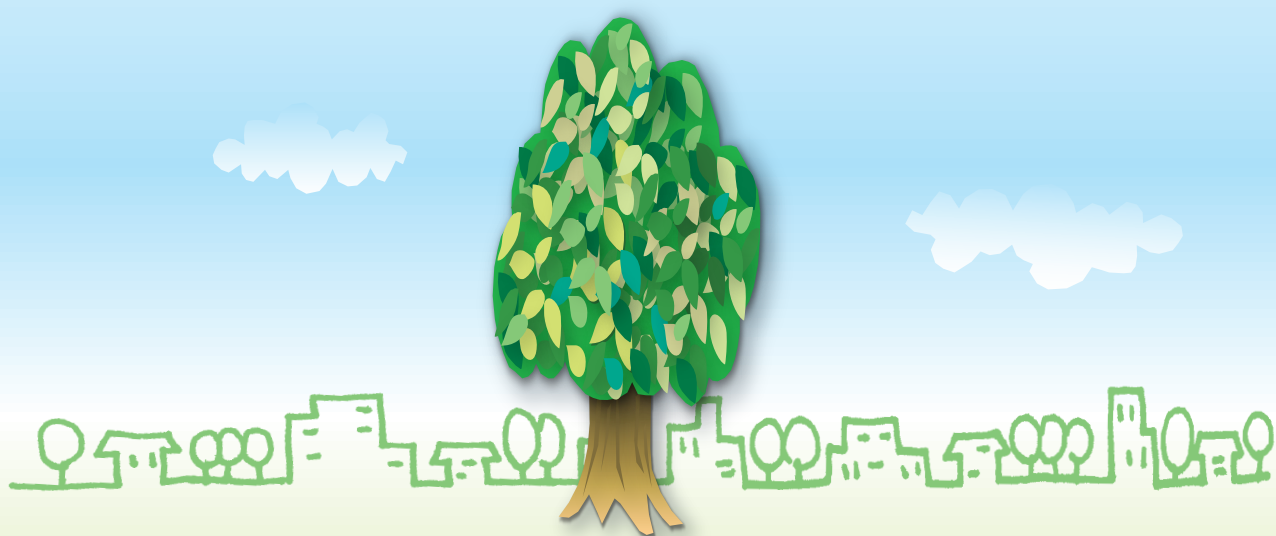


清瀬市 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

清瀬市

はじめに

清瀬市は、「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」をまちづくりの基本理念に掲げ子どもたちの健やかな育ちと子育てを支える地域社会の構築を目指しています。

わが国の急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化し、保育園の待機児童の解消など、子育て環境の充実が求められています。



このような状況の中、本市では、平成17年に「きよせ次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次代を担う子どもたちの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。

さらに、国ではすべての子どもたちの良質な育成環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」など、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

こうしたことから、本市におきましても地域全体で子どもと家庭を支援する環境づくり、安心して子育てができる環境づくりを柱とする「清瀬市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもたちの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであります。今後、市民の皆様、幼稚園、保育園、NPO法人など子ども・子育て支援事業者や団体等と行政が力を合わせ、協働・連携することにより、本計画の実現に向けて努めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見や市民意向調査にお答えいただいた市民の皆様、長期間にわたりご審議いただきました清瀬市子ども・子育て会議委員の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

清瀬市長 **渡谷 金太郎**

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	1
(1) 新たな計画の位置づけ	1
(2) 他の計画との関係	1
3 新制度における事業の概要	2
(1) 新制度の全体像	2
①子ども・子育て支援給付事業	2
②地域子ども・子育て支援事業	3
(2) 保育の必要性の認定（保育標準時間・保育短時間）について	3
4 計画期間	4
5 策定体制	5
(1) 清瀬市子ども・子育て会議の設置	5
(2) 市民意向調査	5
(3) パブリック・コメント	5

第2章 清瀬市の現状

1. 子育て家庭を取り巻く環境	6
(1) 少子化の推移	6
(2) 世帯人員数と世帯構造	8
ア. 世帯数	8
イ. 世帯構造	9
(3) 就労の状況	9
ア. 女性の就労状況	9
イ. 育児休業制度の利用状況	10
(4) 就学前児童の状況	11

2. 市民の意向（市民意向調査結果から）	12
（1）母親の就労状況	12
（2）教育・保育事業の利用状況・希望	12
（3）放課後の過ごし方と学童クラブの利用希望	13
ア 平日の放課後の過ごし方	13
イ 学童クラブの利用希望	14
3. 保育施設・幼稚園の状況	16
（1）保育施設	16
（2）幼稚園	17

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針	19
2. 基本的な視点	19

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 清瀬市の将来児童数の推計	20
2. 家庭類型（全国共通の方法による）	21
（1）「現在家庭類型」の算出	21
（2）「潜在家庭類型」の算出	23
（3）潜在家庭類型別将来児童数の算出（平成27年）	23
3. 量の見込みの算出方法	24
（1）算出方法	24
（2）「量の見込み」を算出する項目	24
4. 教育・保育提供区域の設定	25
5. 教育・保育の量の見込みと確保方策	25
（1）教育・保育の量の見込み	25
（2）確保方策	26
①1号認定（幼稚園希望）の確保方策	26
②2号認定（幼児期の学校教育の利用の希望が強い）の確保方策	26
③2号認定（保育園・認定こども園希望）の確保方策	27

④3号認定（保育園・認定こども園希望）の確保方策【0歳】	27
⑤3号認定（保育園希望）の確保方策【1歳～2歳】	28
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	29
（1）利用者支援（子育て支援課・子ども家庭支援センター）	30
（2）地域子育て支援拠点事業	30
（3）妊婦健康診査（健康推進課）	31
（4）乳児家庭全戸訪問事業（健康推進課）	32
（5）養育支援訪問事業	32
（6）子育て短期支援事業（ショートステイ）	33
（7）ファミリー・サポート・センター事業	34
（8）一時預かり	35
（9）延長保育事業（時間外保育）	37
（10）病児・病後児保育事業等	38
（11）放課後児童クラブ	38
7. 子ども・子育て支援を担う人材の質の確保・向上	40

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進	41
2. 計画の進行管理	41
3. 地域等との連携	41

資料編

清瀬市子ども・子育て会議設置条例	45
清瀬市子ども・子育て会議委員名簿	46
策定経過	47
用語集	49

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来を受け、国や地方自治体、地域をあげて新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

子育て家庭を取り巻く環境として、核家族化や地域の繋がりの希薄化の進行に伴い、子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、こうした状況が児童虐待増加の一因となっているとも指摘されています。また、社会や経済の環境変化、市民の生活様式・価値観の多様化により、共働きの家庭が増加するなかで、いわゆる待機児童解消が喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、国は平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、本市では、それに基づく市町村行動計画のもと総合的な施策を推進しているところです。さらに、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」が制定され、それに基づき平成27年から「子ども・子育て支援新制度」が施行されています。新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的提供、保育の量的拡大、地域における子ども子育て支援の充実等の取り組みを進めていくこととなります。

新制度においては基礎自治体である市町村が実施主体として位置づけられていることから、「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法等）」に基づく国の「基本指針」を踏まえ、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に行うための新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

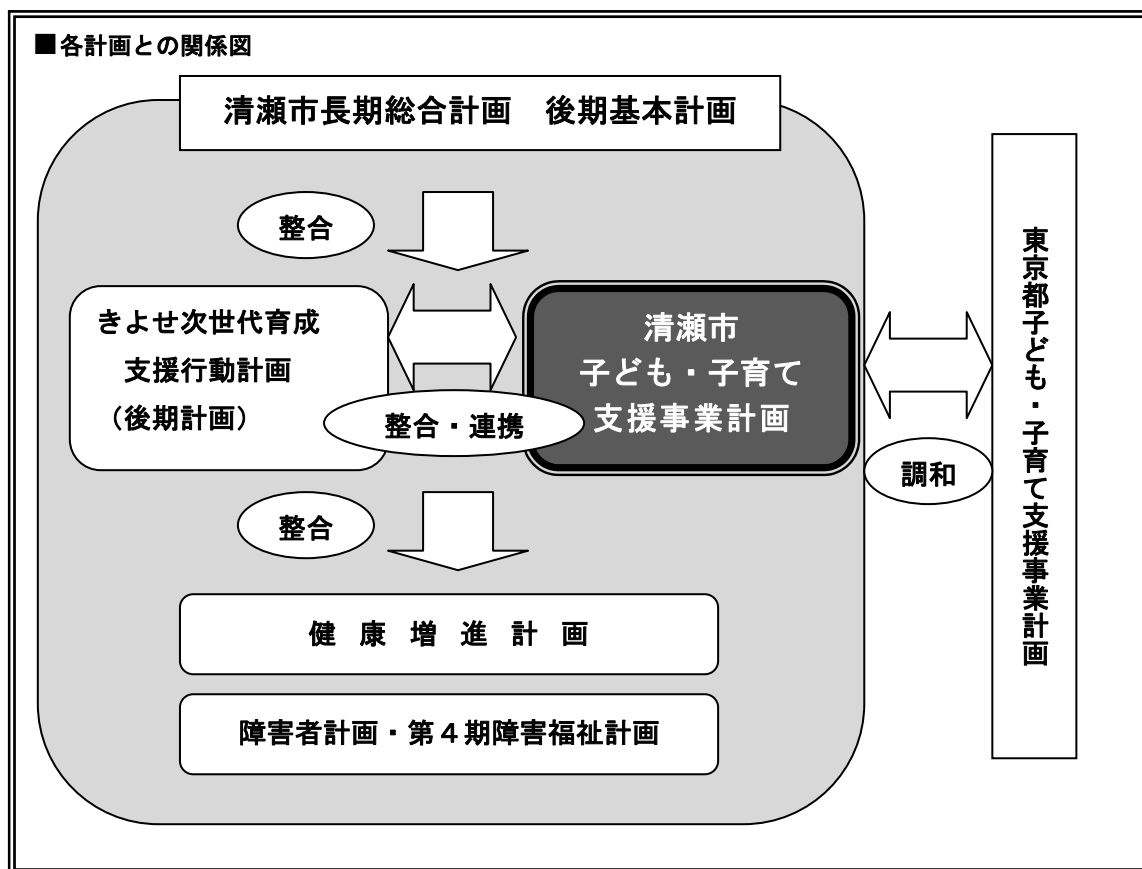
（1）新たな計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」（以下「法」と言います。）第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針を踏まえます。

（2）他の計画との関係

本計画は「清瀬市長期総合計画」が掲げる都市像や基本理念と、本市における子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念をもとに、より緊密に整合、連携を図ります。さらに、健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、東京都子ども・子育て支援事業計画との調和を図ります。

また、本計画は児童福祉法に基づく「市町村整備計画（保育園等の整備に関する計画）」としての位置付けも併せ持ちます。



3 新制度における事業の概要

(1) 新制度の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付事業」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

①子ども・子育て支援給付事業

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

●施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育園」の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

ア. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

イ. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

●地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の 4 種類から構成されます。

②地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、交付金の対象となります。

子どものための教育・保育給付	
認定こども園 幼稚園 認可保育所 = 施設型給付の対象	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育 = 地域型保育給付の対象

地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業） ⑥子育て短期支援事業	⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり事業 ⑨延長保育事業 ⑩病児保育事業 ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ※各事業については、30 ページ以降で説明します。

(2) 保育の必要性の認定（保育標準時間・保育短時間）について

① 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援新制度」においては、市町村が客観的基準に基づき「保育の必要性」を認定します。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園 地域型保育施設

② 保育標準時間と保育短時間について

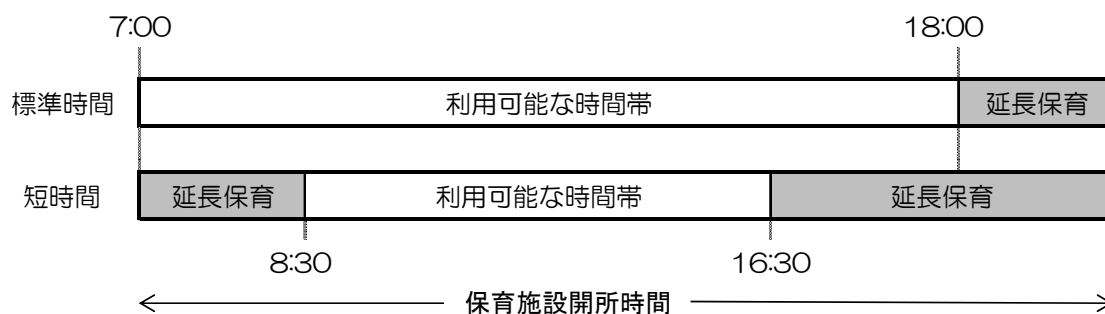
保育の必要性の認定については、保育標準時間（11 時間保育）と保育短時間（8 時間保育）の区分を設定します。

保育時間	就労時間の下限
保育標準時間（11 時間保育）	1 ヶ月 120 時間以上
保育短時間（8 時間保育）	1 ヶ月 48 時間以上 120 時間未満

③ 保育短時間の利用時間の考え方

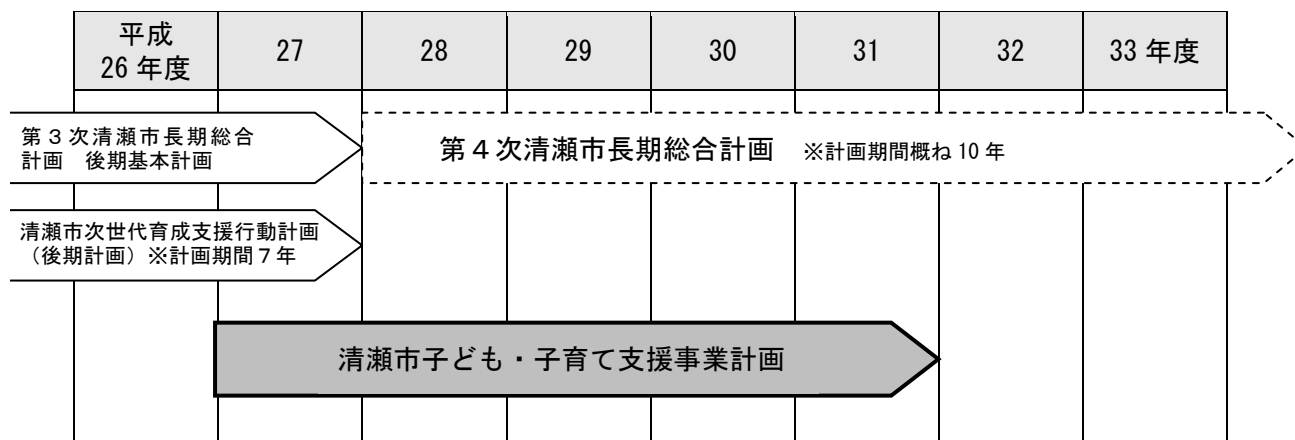
保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、一律の時間帯を設定し、その時間帯以外の利用については延長保育となります。清瀬市では保育短時間の利用時間を 8 時 30 分～16 時 30 分とします。

《延長保育対象時間》



4 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



5 策定体制

(1) 清瀬市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「清瀬市子ども・子育て会議」を設置しました。

当会議では法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する調査審議を行うほか、教育・保育施設の利用定員数を決め、本市における当該施策の実施状況などについて調査審議し、その意見を踏まえて計画を策定しました。

(2) 市民意向調査

計画の策定に先立ち就学前児童や小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、平成25年11月に郵送による市民意向調査を行いました。

調査名	対象者	対象抽出方法	有効回収数 (有効回収率)
就学前児童調査	就学前児童の保護者 1,000人	住民基本台帳 より	542票 (54.2%)
小学生調査	小学生の保護者 600人	層化無作為抽出	287票 (47.8%)

(3) パブリック・コメント

計画素案に対して、市民の皆さまから幅広く意見をいただくために、平成26年12月19日から平成27年1月15日までパブリック・コメントを実施。



第2章 清瀬市の現状

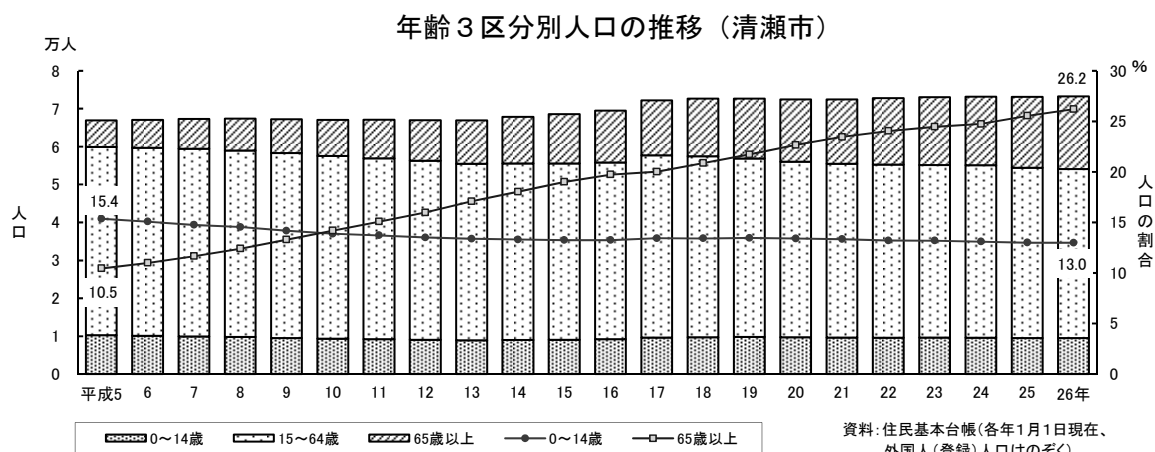
1. 子育て家庭を取り巻く環境

(1) 少子化の推移

- 人口推計では、清瀬市の総人口、就学前児童人口及び6～14歳人口いずれも減少が見込まれます。
- 出生数はここ3～4年は横ばいですが、合計特殊出生率については微増傾向にあります。

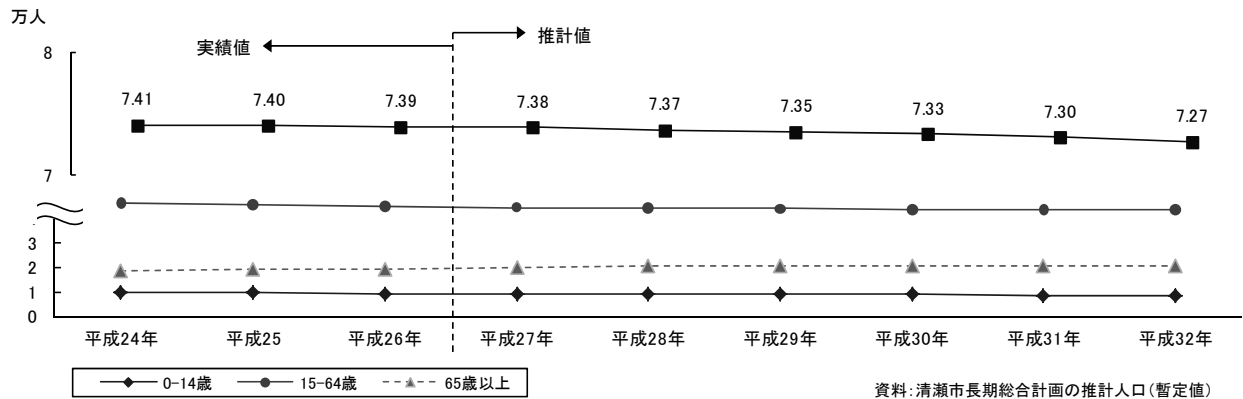
本市の人口は平成24年までは増加傾向にあり、その後微増微減を繰り返しており平成26年1月1日現在の住民基本台帳（外国人人口は除く）では、73,223人となっています。

全人口に占める14歳以下の割合は、平成5年には15.4%でしたが、平成26年には13.0%に低下し、9,509人となっています。一方、65歳以上の割合は、平成5年の10.5%から平成26年には26.2%となりました。平成5年には14歳以下の割合が65歳以上の割合を大きく上回っていましたが、平成10年に逆転し、以降、65歳以上の割合が14歳以上の割合を上回り、その差は開き続けています。



本市の就学前児童（0歳～5歳）及び6～14歳の人口は、平成24年以降緩やかに減少傾向にあります。清瀬市長期総合計画に基づく平成27年以降の人口推計においても、全体の人口は減少傾向にあります。

就学前児童人口の推移と推計人口（清瀬市）

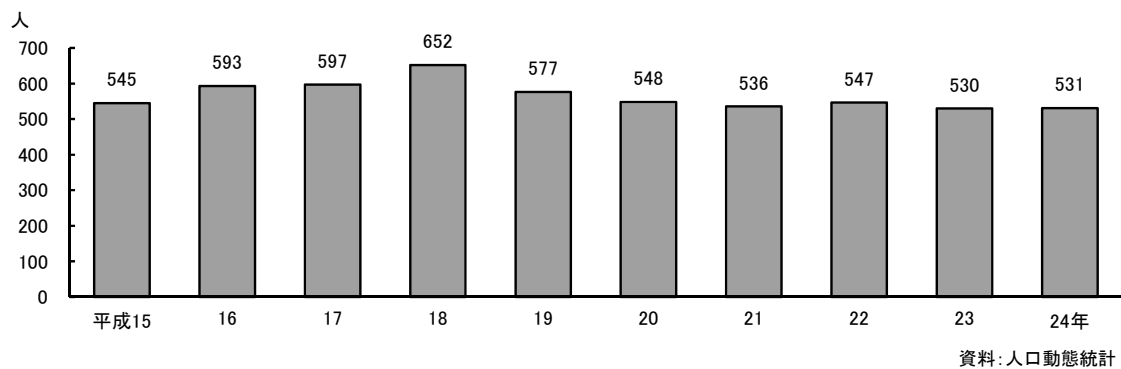


	←実績			推計→					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
総人口	74,059	74,006	73,936	73,839	73,692	73,527	73,309	73,028	72,712
0-14歳	9,677	9,565	9,420	9,297	9,178	9,016	8,823	8,656	8,476
15-64歳	46,090	45,521	45,068	44,582	44,188	43,931	43,685	43,520	43,407
65歳以上	18,292	18,920	19,448	19,960	20,326	20,580	20,801	20,852	20,828

資料：清瀬市長期総合計画の推計人口（暫定値）

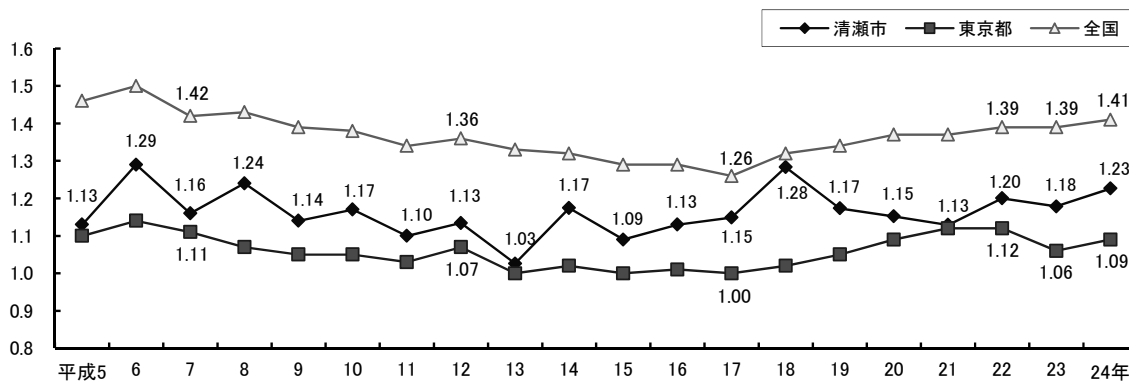
本市の出生数は、平成18年で652人だったのをピークに、以降減少しここ3～4年は横ばいとなっており、24年で531人となっています。

出生数の推移（清瀬市）



本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返していますが、ここ4～5年は増加傾向になっており、平成24年は1.23となっています。全国の1.41と比べると低くなっていますが、東京都の1.09より高くなっています。

合計特殊出生率の推移（全国、東京都、清瀬市）



資料：清瀬市、東京都：東京都福祉保険局（人口動態統計）、全国：厚生労働省（人口動態統計）

※ 合計特殊出生率とは各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。
（資料編・用語集を参照）

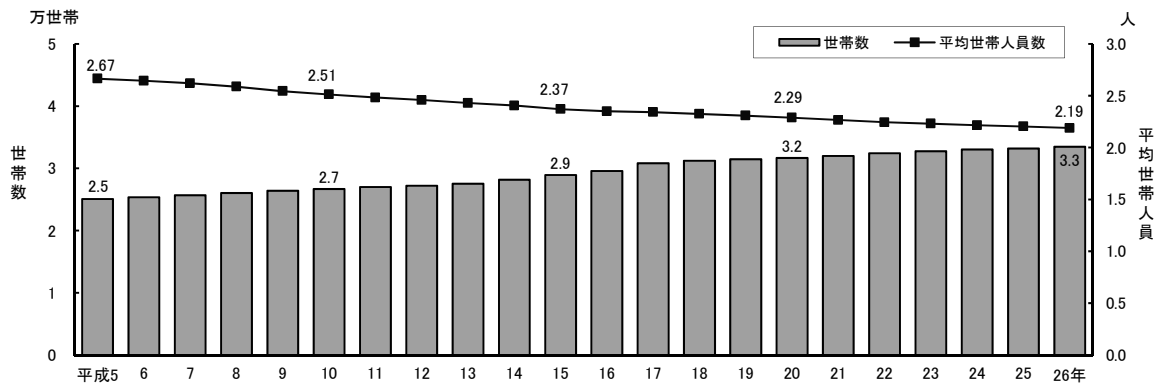
（2）世帯人員数と世帯構造

- 清瀬市の世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少しています。
- 18歳未満の子どもがいる家庭の90.1%が核家族世帯となっています。

ア．世帯数

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成26年1月1日現在では3.3万世帯です。平均世帯人員数は核家族化の進展により減少が続き、2.19人となっています。

世帯数と平均世帯人員数の推移（清瀬市）

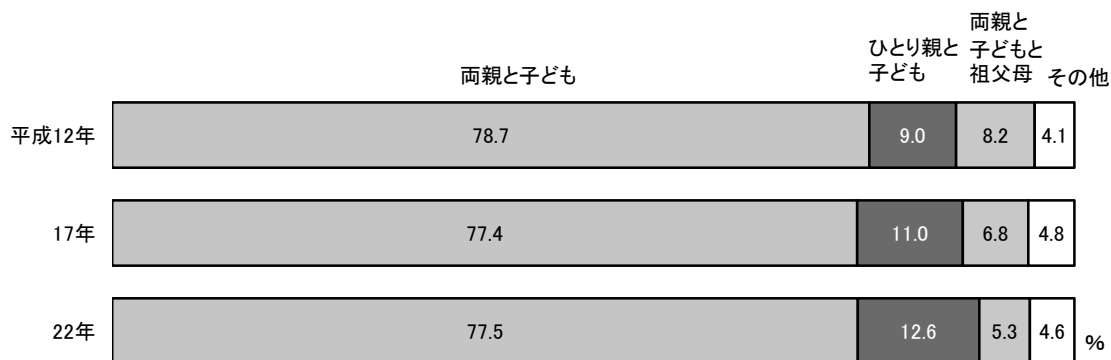


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在、外国人（登録）世帯及び人口はのぞく）

イ. 世帯構造

本市における18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造は、「両親と子どもと祖父母」世帯のような3世代世帯の割合が減少し、「ひとり親と子ども」の世帯が増え、「両親と子ども」と「ひとり親と子ども」を合わせた核家族世帯の割合が増えています。平成22年では核家族世帯が全体の90.1%を占めています。

18歳未満の子どもがいる世帯の世帯構造（清瀬市）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

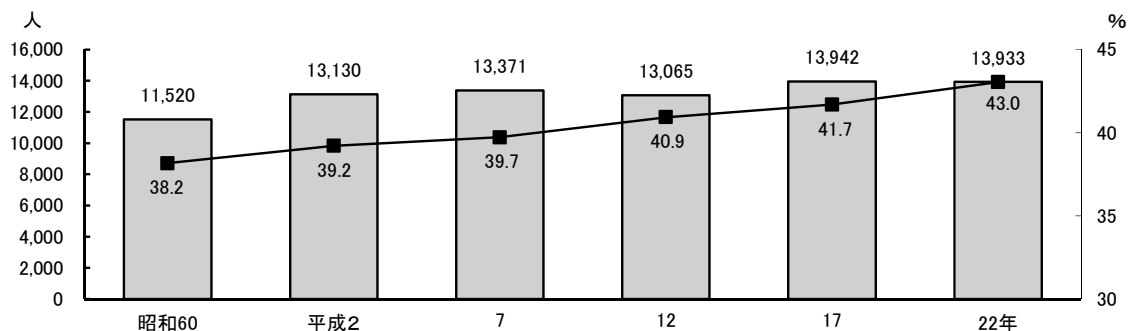
（3）就労の状況

- 清瀬市の女性就業者数は年々増加し、就業者全体に占める割合は43%となっています。
- 女性の子育て世代の就業率は高まっていますが、依然として35～39歳を底とした「M字型曲線」を描いています。

ア. 女性の就労状況

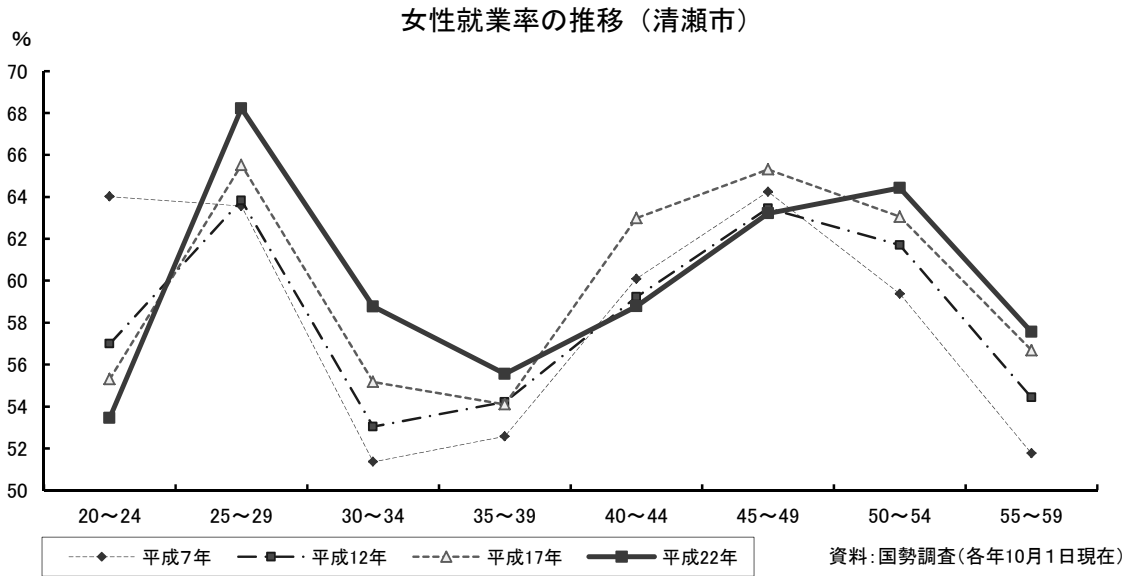
本市の女性就業者数は増加傾向にあり、平成22年では、13,933人となっています。就業者全体に占める割合も増加しており、平成22年43.0%となっています。

女性就業者数の推移（清瀬市）



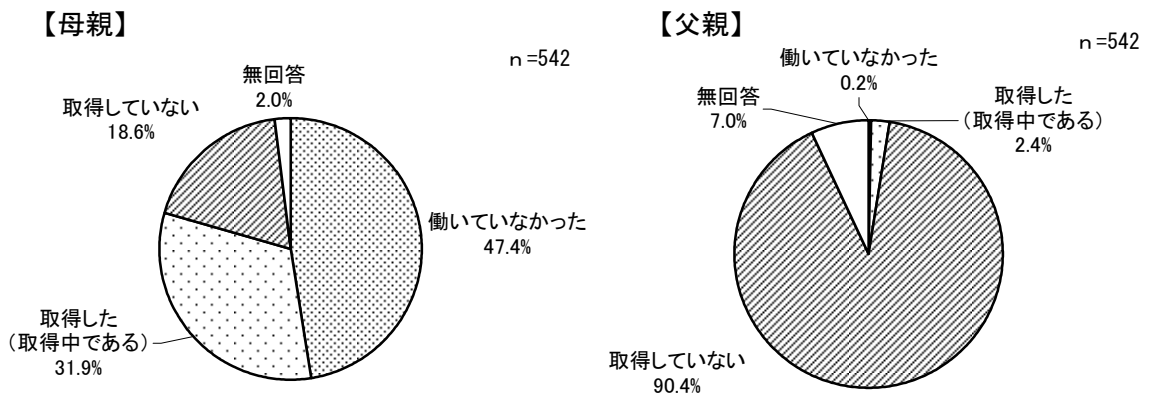
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

本市の女性就業者は、30歳代を中心に結婚や出産を機にいったん仕事を離れ、その後再び就労する「M字型曲線」を描き推移しています。平成22年は、それ以前と比較して子育て世代である25～29歳、30～34歳、35～39歳の就業率が高くなっています。



イ. 育児休業制度の利用状況

就学前児童の保護者を対象とした市民意向調査によると育児休業制度の利用状況は、母親は「取得した（取得中である）」が31.9%、父親は「取得した（取得中である）」が2.4%となっています。母親は「働いていなかった」が47.4%を占めているため、働いていた母親の60%以上が「取得した（取得中である）」こととなります。父親は「取得していない」が90.4%となっています。



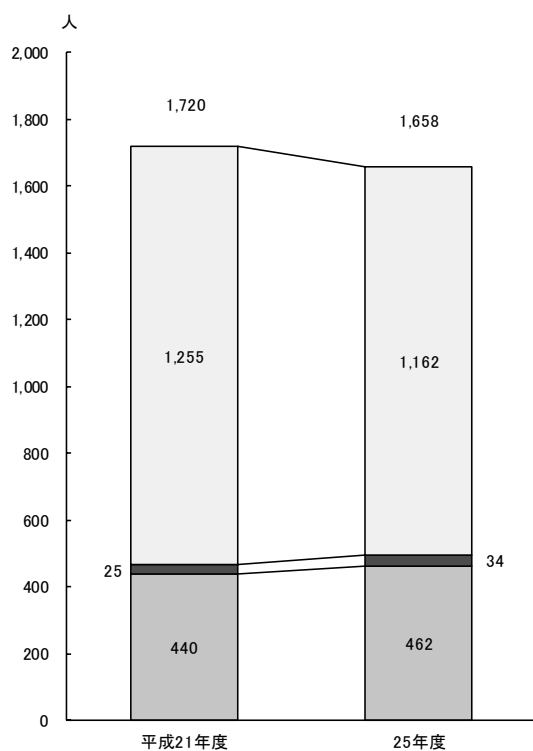
(4) 就学前児童の状況

- 清瀬市の3歳未満児の70.1%は在宅で過ごしています。
- 清瀬市の3歳未満児、3歳以上児いずれも認可保育所の入所が増えています。

平成25年度の状況を見ると、3歳未満児（1,658人）の70.1%（1,162人）は在宅で過ごしています。

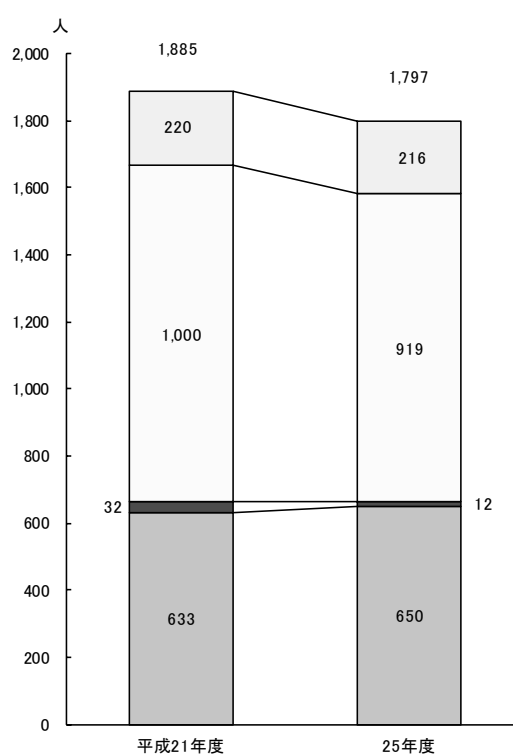
3歳未満児及び3歳以上児の状況を見ると、平成21年度から25年度にかけて、認可保育所に入所している児童が増えています。

3歳未満児の状況（清瀬市）



□認可保育所 ■認可外保育所 □在宅ほか

3歳以上児の状況（清瀬市）



□認可保育所 ■認可外保育所 □幼稚園 □在宅ほか

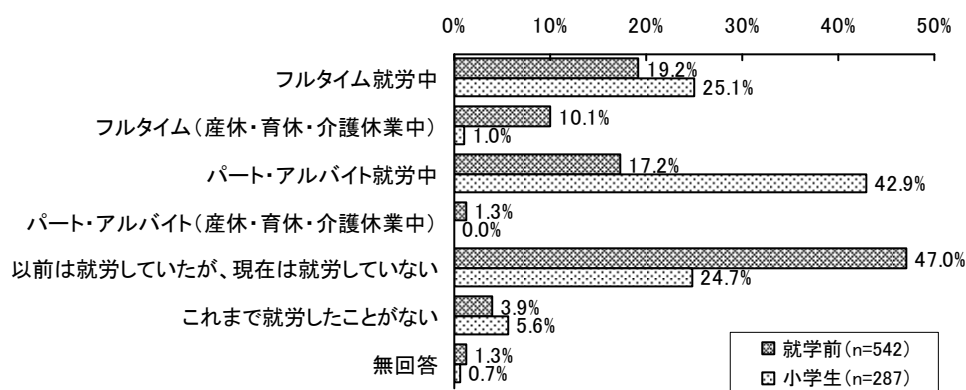
2. 市民の意向（市民意向調査結果から）

平成 25 年度に就学前及び小学生の保護者を対象に「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」を行いました。

（1）母親の就労状況

●母親の就労状況は、フルタイム、パート・アルバイトともに小学生が就学前より多くなっています。

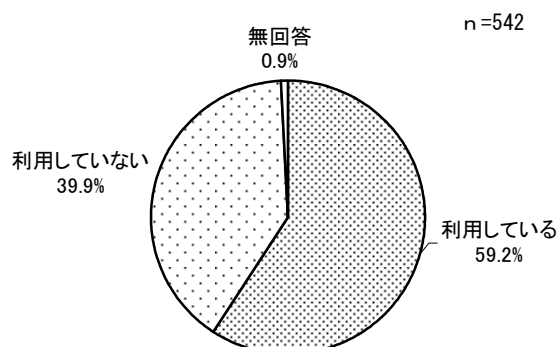
母親の就労状況は、就学前は「以前は就労していたが、現在は就労していない」47.0%が最も多い一方、小学生は24.7%と20ポイント以上も減少しています。小学生では「パート・アルバイト就労中」42.9%が最も多く、「フルタイム就労中」25.1%も就学前19.2%より5ポイント以上多くなっていることから、小学生になると就学前より就労している母親が多くなっていることが分かります。



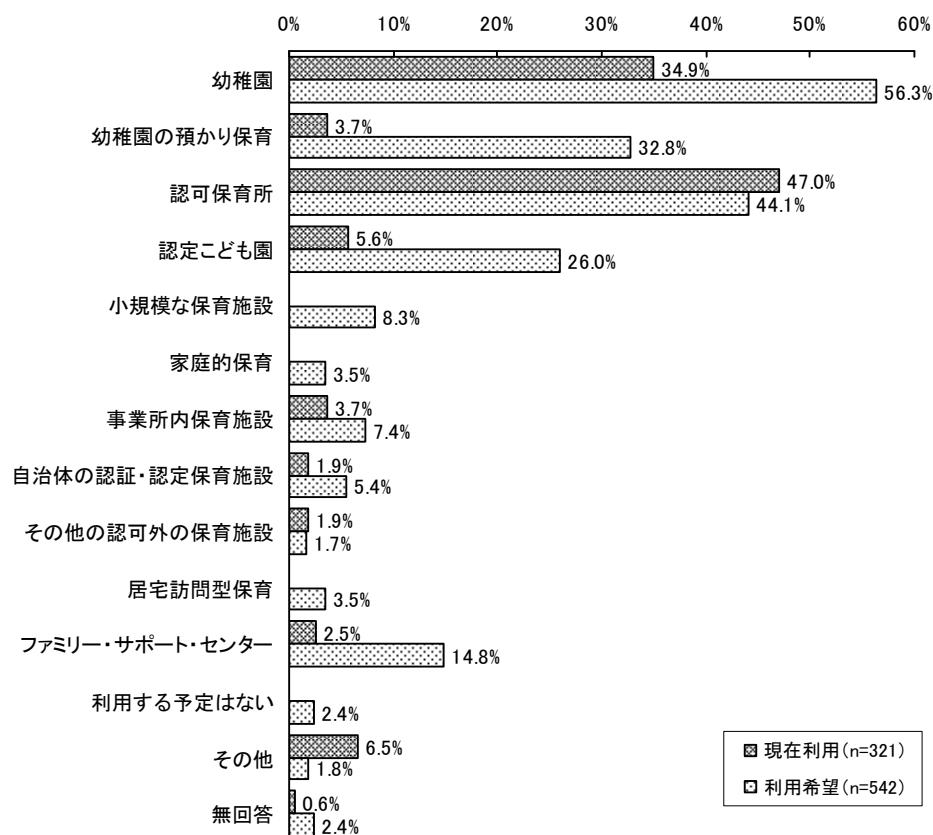
（2）教育・保育事業の利用状況・希望

●就学前の教育・保育事業は59.2%が利用しています。
●利用したい教育・保育事業は「幼稚園」が56.3%と「認可保育所」の44.1%を上回ります。

就学前の教育・保育事業の利用は「利用している」が59.2%となっています。具体的には「認可保育所」が47.0%、「幼稚園」が34.9%となっています。それ以外の事業はいずれも10%以下となっています。



現在利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業は「幼稚園」が56.3%、「認可保育所」が44.1%となっています。次いで「幼稚園の預かり保育」が32.8%、「認定こども園」が26.0%、「ファミリー・サポート・センター」が14.8%と続きます。

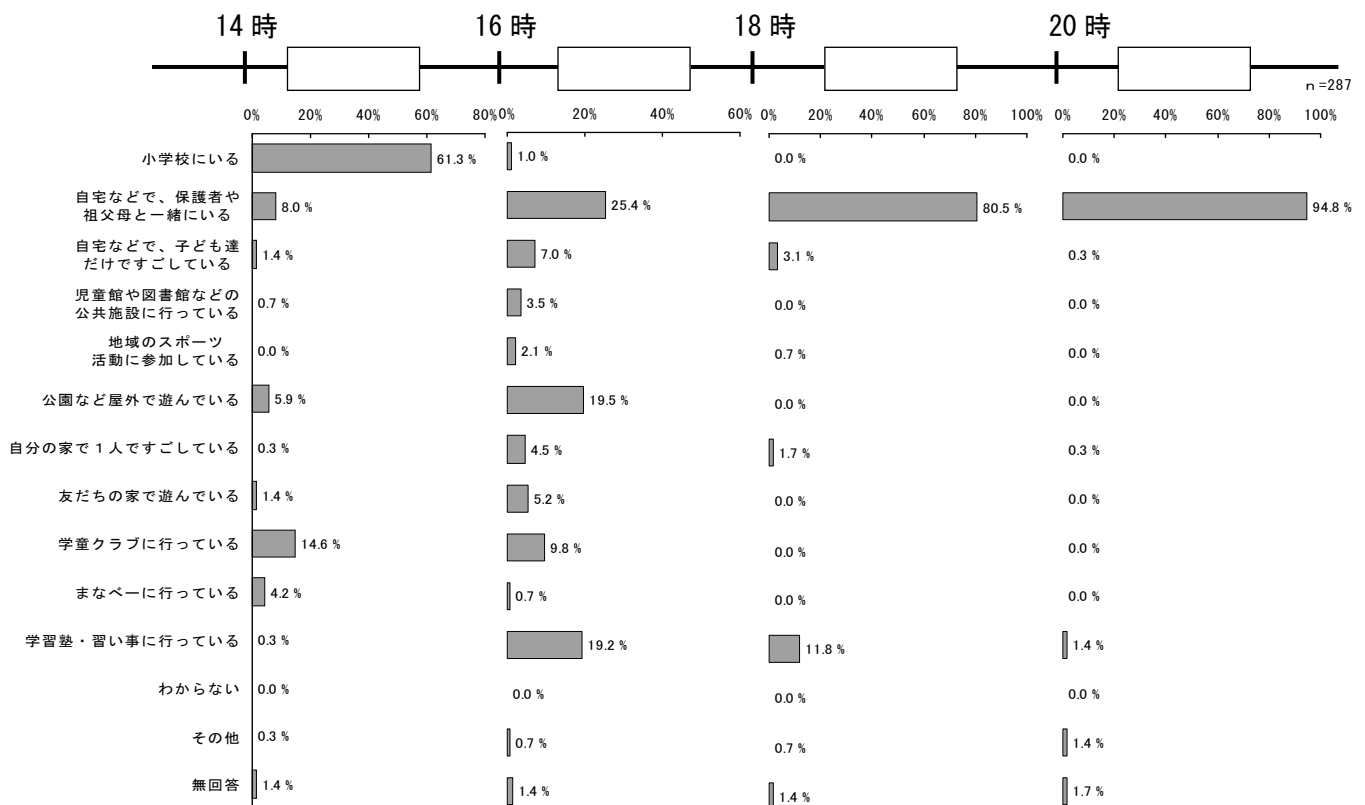


(3) 放課後の過ごし方と学童クラブの利用希望

- 放課後、全学年中14.6%が学童クラブ（対象は1～3年生）に行っています。
- 学童クラブの利用希望は、全学年中27.5%となっています。

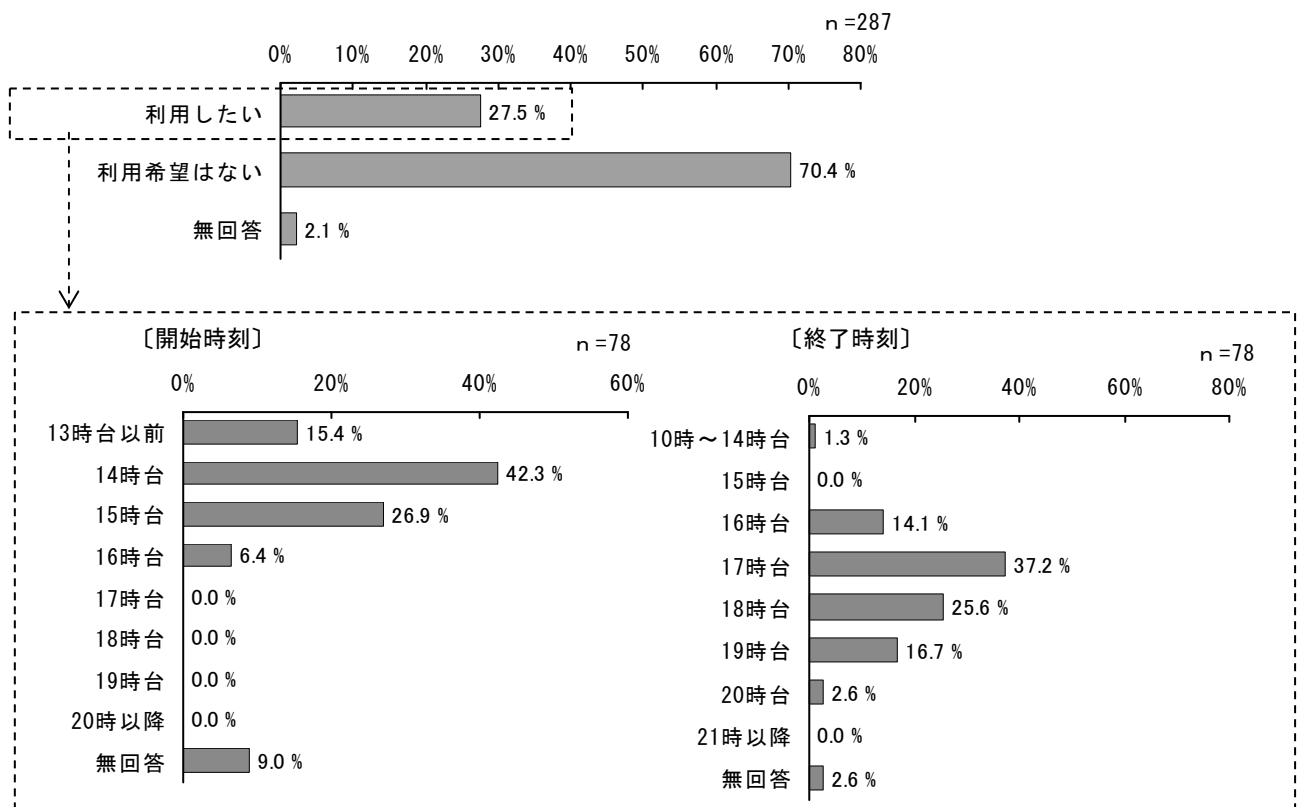
ア 平日の放課後の過ごし方

放課後の過ごし方を小学生にたずねたところ、14時から16時の間は、全学年中61.3%が小学校にいて、14.6%が学童クラブ（対象は1～3年生）に行っています。16時から18時の間は、自宅などで保護者や祖父母と一緒にいる人が25.4%、公園など屋外で遊んでいる人と学習塾・習い事に行っている人がいずれも19.5%となっています。

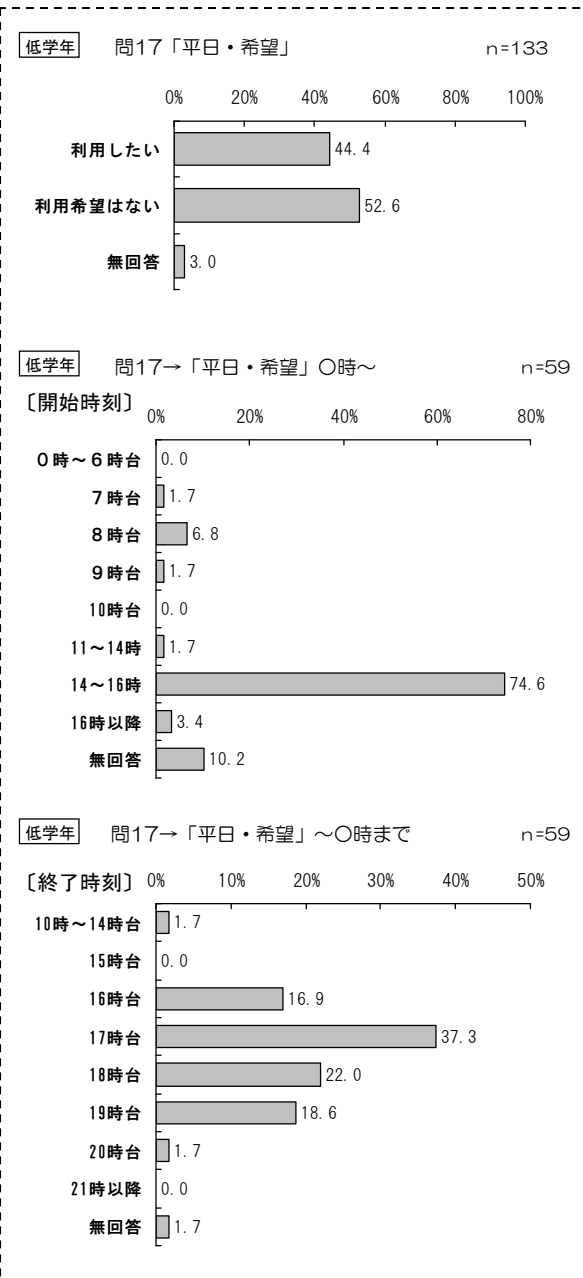


イ 学童クラブの利用希望

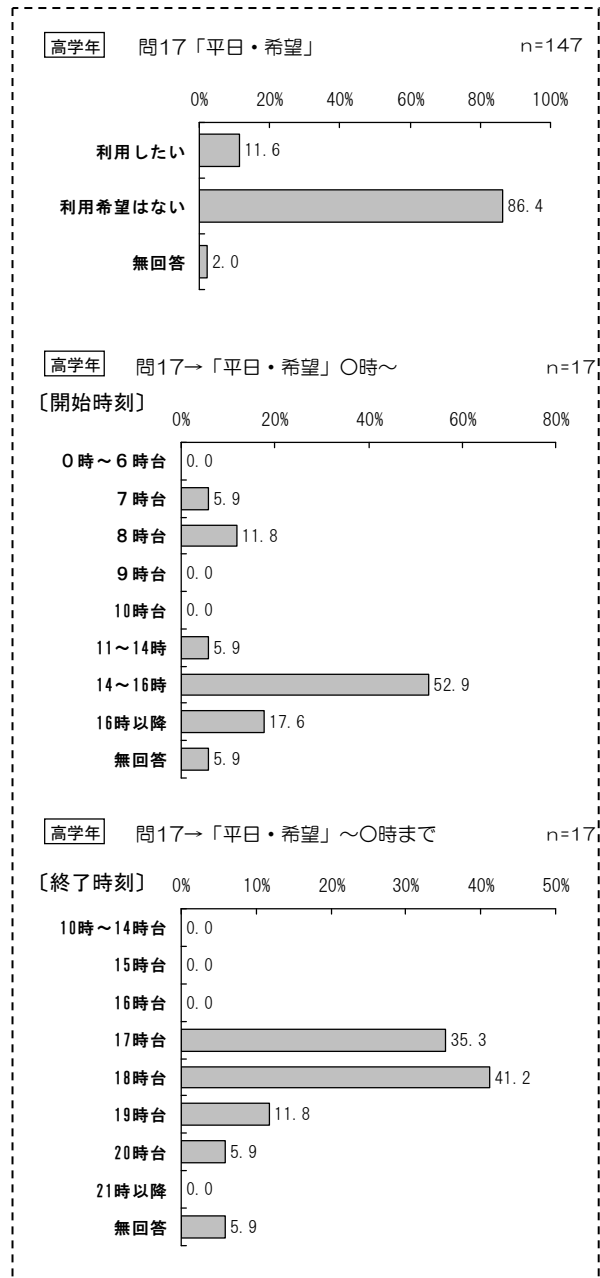
学童クラブの平日の利用希望を小学生の全学年にたずねたところ、「利用したい」は27.5%で、そのうち希望開始時刻は、「14時台」42.3%が多く、次いで「15時台」26.9%、「13時台以前」15.4%などです。希望終了時刻は、「17時台」37.2%、「18時台」25.6%、「19時台」16.7%、「16時台」14.1%などとなっています。



低学年…「1～3年生」



高学年…「4～6年生」



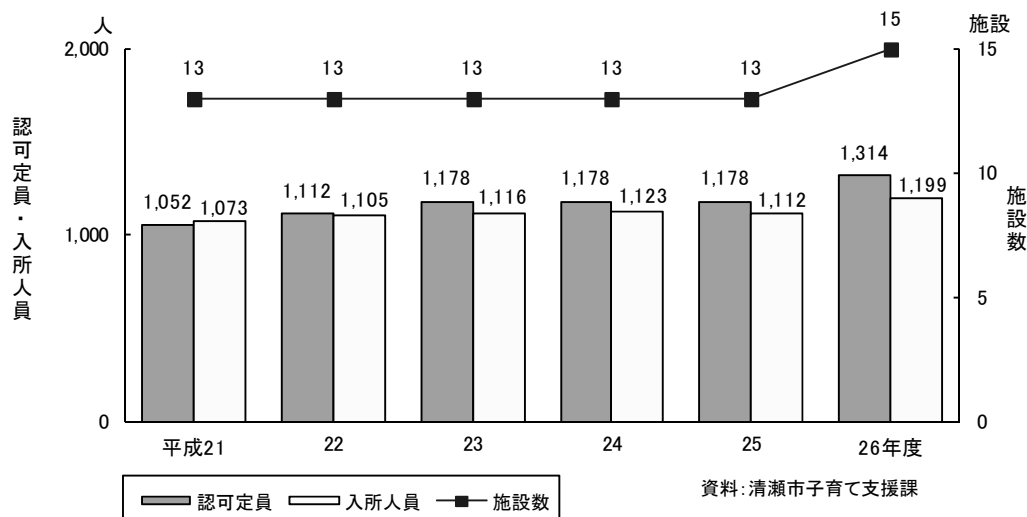
3. 保育施設・幼稚園の状況

(1) 保育施設

- 平成 26 年度現在、清瀬市の保育施設は認可保育所が 15 施設となっています。
- 待機児童数は、平成 26 年度には定員増により大きく減少しましたが、解消には至っていません。

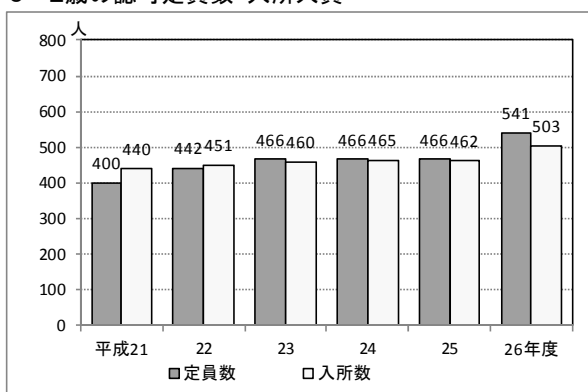
平成 26 年度現在、市立及び私立保育園は計 15 施設と平成 25 年度から 2 施設増加しています。定員数は、平成 26 年度には 1,314 人となり、平成 21 年度に比べ 262 人増加しました。入所人員は、24 年度までの増加傾向から 25 年度に減少しましたが、平成 26 年度現在は施設増を反映し増加に転じています。

認可保育所の施設数・定員数の推移 [各年 4 月 1 日]

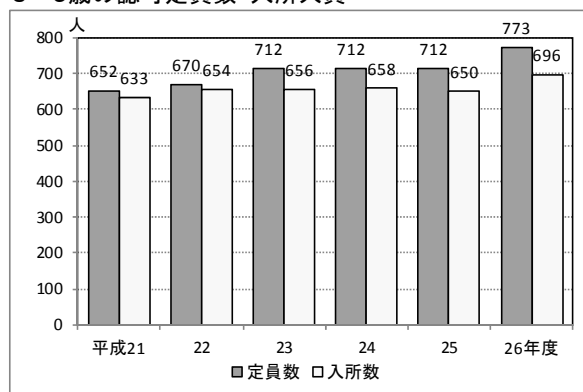


年齢階級別の認可保育所定員数・入所人員 (0～2 歳・3～5 歳)

0～2歳の認可定員数・入所人員



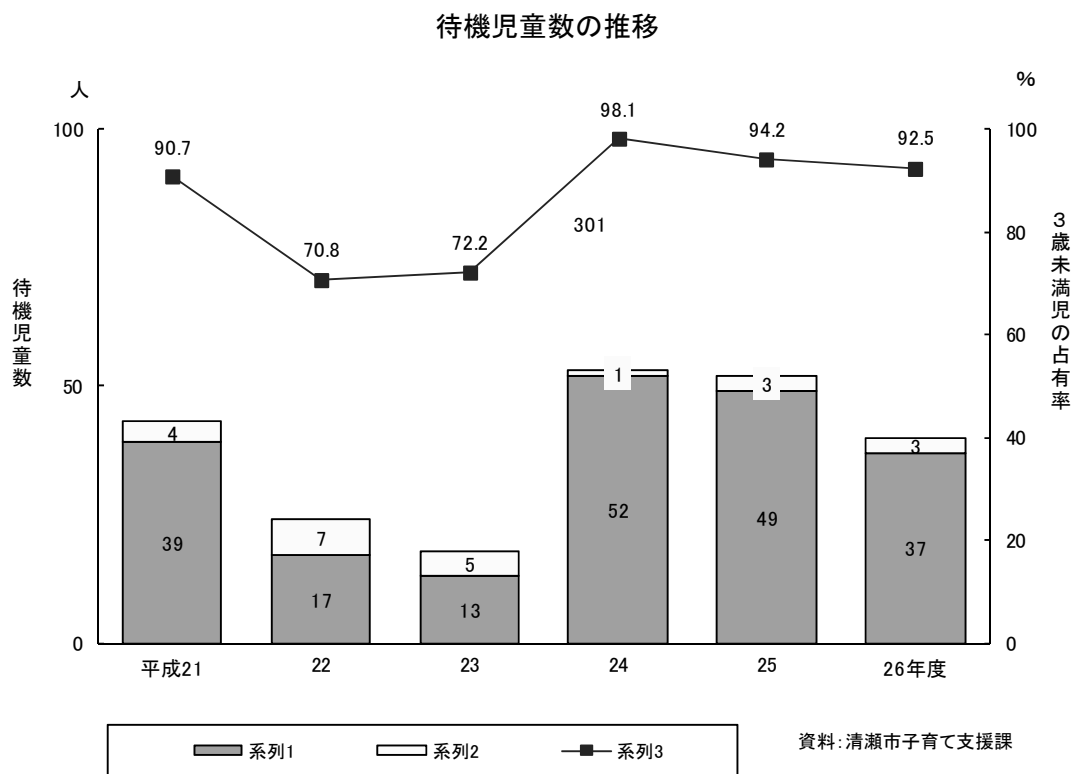
3～5歳の認可定員数・入所人員



待機児童数は、平成 21 年の 43 人から 23 年度 18 人までの減少傾向から、平成 24 年度は 50 人を超え、また平成 26 年度には定員増で大きく減少していますが、待機児童の解消には至っていません。

平成 24 年度以降の待機児童の年齢構成をみると、3 歳未満児が待機児童の 90%以上を占めています。

なお、待機児童数が 50 名以上の市町村は、児童福祉法の定めるところにより、特定市町村として、保育サービス等の供給体制の確保に関する計画を定める必要があります。



(2) 幼稚園

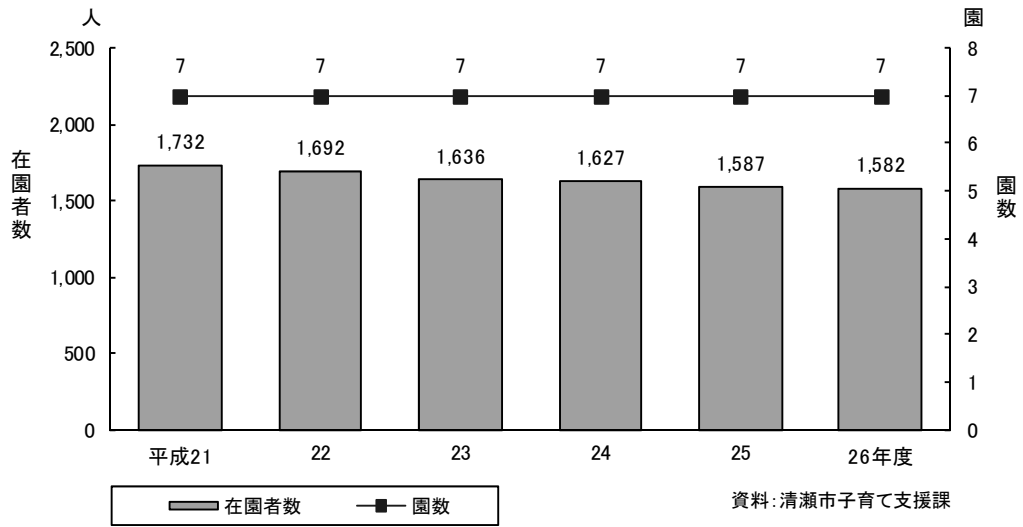
●清瀬市には私立幼稚園が7園あります。

平成 26 年度の在園者数は 1,582 人であり、平成 21 年に比べ 150 人減少しており、年々減少傾向にあります。

園児の年齢構成は、4 歳児及び 5 歳児が 3 歳児を上回って推移しています。

幼稚園数・在園者数の推移（認定こども園を含む）

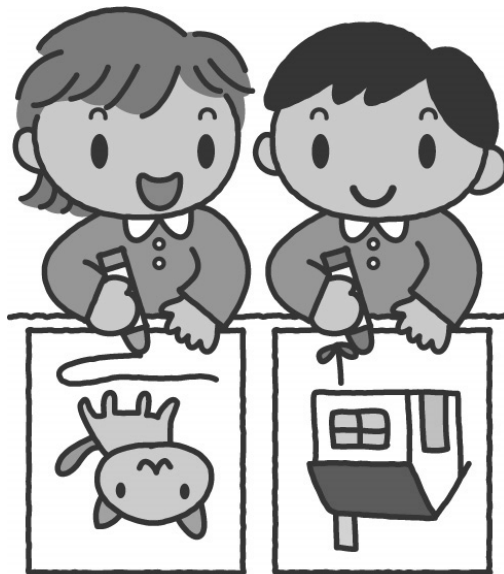
[各年5月1日]



単位：人

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
3歳児	505	519	485	494	515	495
4歳児	622	557	590	539	541	545
5歳児	605	616	561	594	531	542
計	1,732	1,692	1,636	1,627	1,587	1,582

資料：清瀬市子育て支援課



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本方針

本市では、平成17年度に「きよせ次世代育成支援行動計画」を、平成22年度に「きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）」策定し、その基本理念を『「子育てって楽しいな！」と思えるまちに』としています。

子どもは、将来の清瀬市を担う大切な宝であり、将来に向けた理念は不変的なものであります。

このことから、「きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念をもとに、計画策定にあたっての基本的な視点を以下のとおりとしました。

2. 基本的な視点

地域全体で子どもと家庭を支える視点

子育ての基本的役割を担う家庭においてゆとりある子育てができるよう、それぞれの家庭を取り巻く地域全体が子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

安心して子育てができる環境づくりの視点

すべての子どもと子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様で総合的な保育サービスや幼児期の学校教育の量と質の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

清瀬市の現状と市民意向調査の結果を基に、これからの清瀬市における保育事業の計画を立てます。

1. 清瀬市の将来児童数の推計

計画期間中(平成27年度～平成31年度)における将来児童数の推計を行いました。少子・高齢化が進み、計画の目標年次である平成31年には0～5歳の就学前の人口は3,000人、6～11歳の小学生の人口は3,544人と予測されます。

将来児童数の推計

(単位：人)

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	484	471	459	447	437
1歳	528	512	498	485	472
2歳	533	529	512	498	485
3歳	587	551	544	527	513
4歳	606	597	559	553	536
5歳	613	610	600	561	557
小計 0～5歳	3,351	3,270	3,172	3,071	3,000
6歳	608	619	618	591	560
7歳	590	603	613	610	586
8歳	637	589	602	609	609
9歳	643	638	589	600	609
10歳	649	642	635	584	598
11歳	655	648	640	631	582
合計	7,133	7,009	6,869	6,696	6,544

2. 家庭類型（全国共通の方法による）

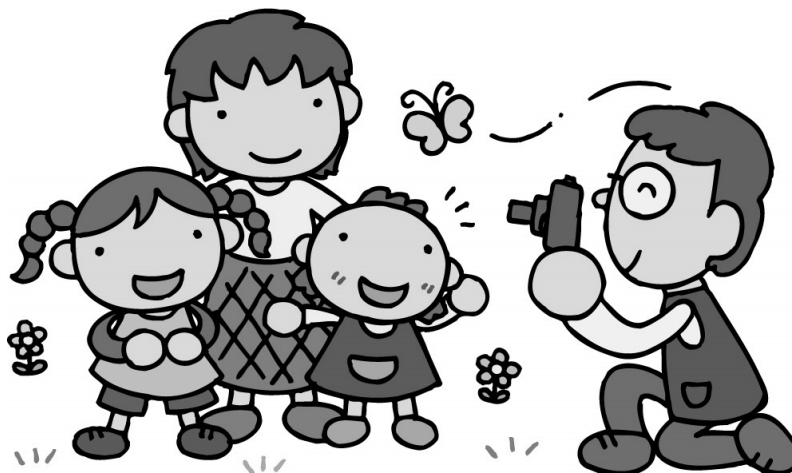
（1）「現在家庭類型」の算出

今回実施した市民意向調査では、対象となる子どもの父母の有無や就労状況等から、タイプAからタイプFの8種類の「家庭類型」に分類し、その割合を算出します。

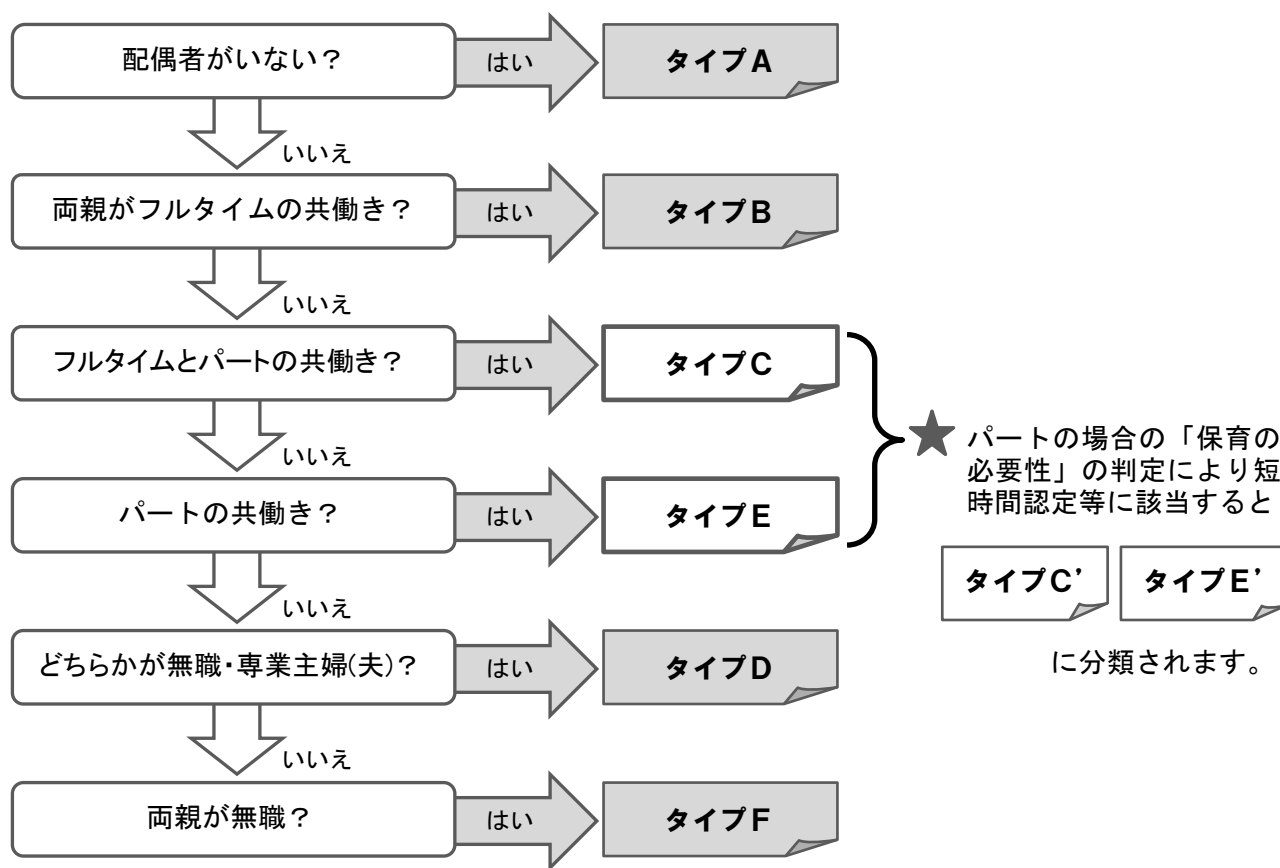
家庭類型の種類

タイプ	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上、48 時間～120 時間未満の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満、48 時間～120 時間未満の一部)
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上、48 時間～120 時間未満の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満、48 時間～120 時間未満の一部)
F	無業×無業

※保育の下限時間は、48 時間～64 時間の間で、市町村において設定



※市民意向調査結果からの家庭類型分類イメージ



★ パートの場合の「保育の必要性」の判定

■ 3～5歳

- ・パート就労者の月就労時間が下限時間未満
- ・パート就労者が下限時間以上120時間未満だが、現在幼稚園利用で、今後保育園や認定こども園の利用希望がない

■ 0～2歳

- ・パート就労者が下限時間未満
- ・パート就労者の就労時間が下限時間以上だが、現在幼稚園(預かり含む)を利用している者
- ・パート就労者の就労時間が下限時間以上だが、現在事業を利用しておらず、今後利用したいもので「幼稚園(預かり含む)」しか回答していない者



※0～2歳補足

現在、幼稚園以外の保育サービスを利用している者、及び、今は何も利用していないが、今後幼稚園以外の保育サービスを利用希望の場合は「C」「E」のまま。

※保育の下限時間は、48時間～64時間の間で、市町村において設定。

(2) 「潜在家庭類型」の算出

本計画では、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたり、国の手引きに従い家族類型を整理します。家族類型は、市民意向調査の両親の就労形態等の項目より、タイプAからタイプFまでの8種類に分類されます。

現在の家庭類型を基準として、母親で、現在パートタイムの人がフルタイム就労する予定があるのか、無業の人がフルタイムまたはパートタイムで就労する予定があるのかの意向によって、近い将来の潜在家庭類型を算出します。

例1) 現在専業主婦だが、「すぐにでも、もしくは1年以内に」パートタイム就労の意向がある人で、月単位の就労時間が120時間以上、または下限時間以上120時間未満の一部。

…タイプD→タイプC

例2) 現在フルタイムとパートタイムだが、両親ともフルタイムになる希望があり、実現できる見込みがある人。

…タイプC、C' →タイプB

清瀬市の現在及び潜在家庭類型の割合

タイプ	父母の有無と就労状況	保育の必要性	現在	潜在
タイプA	ひとり親	保育の必要性の認定を受け得る家庭	5%	5%
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭	28%	29%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭	13%	16%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	就労時間短家庭	5%	8%
タイプD	専業主婦(夫)	就労時間短家庭	49%	42%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭	0%	0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	就労時間短家庭	0%	0%
タイプF	無業×無業	就労時間短家庭	1%	0%
全体			100%	100%

(3) 潜在家庭類型別将来児童数の算出(平成27年)

将来児童数に、潜在家庭類型別割合を掛け合わせて、潜在家庭類型別児童数を算出します。

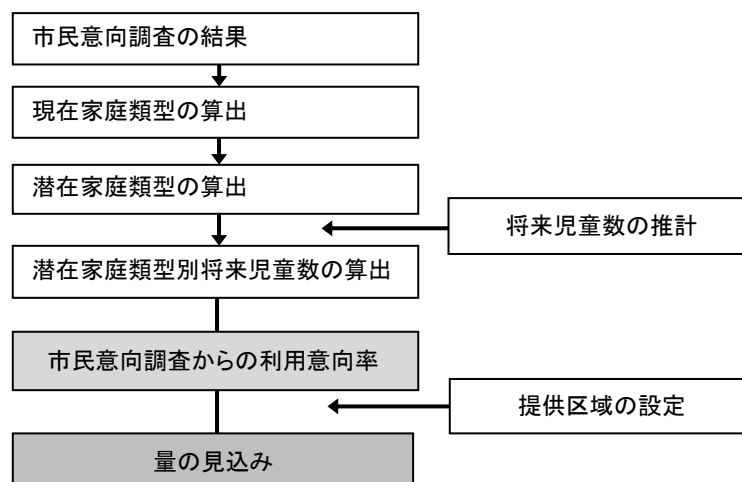
ここでは平成27年の潜在家庭類型別児童数を算出しました。

タイプ	父母の有無と就労状況	将来児童数	潜在家庭類型別割合	潜在家庭類型別将来児童数
タイプA	ひとり親	3351人	5%	168
タイプB	フルタイム×フルタイム		29%	972
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		16%	536
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		8%	268
タイプD	専業主婦(夫)		42%	1,407
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間~120時間の一部)		0%	0
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間~120時間の一部)		0%	0
タイプF	無業×無業		0%	0

3. 量の見込みの算出方法

(1) 算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国から「市町村こども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」が示されていることから、その手引きに準じて算出します。



(2) 「量の見込み」を算出する項目

下記の事業について「量の見込み」の算出を行うこととされています。

	対象事業	認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園、幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭＞	→1号	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	→2号	3～5歳
	保育認定②（認定こども園、保育園）	→2号	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園、保育園＋地域型保育）	→3号	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～18歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5歳
			0～5歳
9	病児保育事業		0～5歳、1～6年生
10	ファミリー・サポート・センター事業		0～5歳、 1～3年生、4～6年生
11	利用者支援事業		0～5歳、1～6年生

4. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法およびそれに基づく国の「基本方針」では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中で、地域の条件を総合的に勘案し、実情に応じた「区域」を設定することとしています。

清瀬市では、「教育・保育提供区域」を行政区単位（1区域）とします。

5. 教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）教育・保育の量の見込み

潜在家庭類型別の将来児童数に、幼稚園、保育園、認定こども園など利用したいと回答している利用意向率を掛け合わせることで、認定区分ごとのニーズ量を算出しています。

（単位：人）

			現状	推 計				
			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
3 ～ 5 歳	1号認定	幼稚園希望	1,067	781	760	737	710	695
	2号認定	幼児期の学校教育の利用希望が強い	97	133	129	125	121	118
		保育園・認定こども園希望	699	813	791	767	739	723
0 ～ 2 歳	3号認定	保育園・認定こども園希望（0歳）	105	164	159	155	151	148
		保育園・認定こども園希望（1～2歳）	435	507	497	482	470	457

*平成 26 年度の保育園・認定こども園希望の数値は、4 月時点の申請件数です。

(2) 確保方策

教育・保育の利用希望者に対し、施設型給付である幼稚園、保育園及び地域型保育給付である小規模保育、家庭的保育により確保方策を実施します。

① 1号認定（幼稚園希望）の確保方策

(単位：人)

	現状	推 計				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
イ 幼稚園希望の推計 (1号認定)	1,067	781	760	737	710	695
ロ 確保提供数	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
幼稚園(市内7園)	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
過不足 (ロ-イ)	983	1,269	1,290	1,313	1,340	1,355

市内に私立幼稚園は7園あり、市内でのニーズは十分確保されています。幼稚園では近隣市まで送迎バスを運行するなどして広域的に園児を受け入れています。今後も確保提供数を維持していきます。

② 2号認定（幼児期の学校教育の利用の希望が強い）の確保方策

(単位：人)

	現状	推 計				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
イ 2号認定(幼児期の学 校教育の利用希望が 強い)の推計	97	133	129	125	121	118
ロ 確保提供数	120	135	135	135	135	135
幼稚園型一時預かり 事業等	120	135	135	135	135	135
過不足 (ロ-イ)	23	2	6	10	14	17

私学助成を利用したこれまでどおりの預かり保育推進事業や子育て支援新制度により新たに創設された幼稚園型一時預かり事業を実施し、幼稚園における長時間預かりのニーズに対応しながら、国が推奨している幼保連携型認定こども園への移行を推進していきます。

③ 2号認定（保育園・認定こども園希望）の確保方策

（単位：人）

	現状	推 計				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
2号認定(保育園・認定こども園希望)の推計	699	813	791	767	739	723
□ 確保提供数	787	768	768	768	768	768
保育園・認定こども園	773	754	754	754	754	754
認証保育園	14	14	14	14	14	14
過不足（ロ-イ）	88	△ 45	△ 23	1	29	45

平成27年4月に私立の新設保育園の設置及び既存保育園の建替え・増築により98人の定員増が見込まれますが、一方市立第4保育園・第5保育園の廃園等に伴い117人の定員減となります。このことにより平成27年4月の認可保育園の3歳以上の定員は754人となります。

確保提供数に対し、平成28年度までは不足が生じていますが、その後は解消が見込まれます。

④ 3号認定（保育園・認定こども園希望）の確保方策【0歳】

（単位：人）

	現状	推 計				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3号認定(保育園・認定こども園希望)の推計【0歳】	105	164	159	155	151	148
□ 確保提供数	124	146	152	155	155	155
保育園・認定こども園	119	141	141	141	141	141
地域型保育事業	0	0	6	9	9	9
認証保育園	5	5	5	5	5	5
過不足（ロ-イ）	19	△ 18	△ 7	0	4	7

平成27年4月に私立の認可保育園の開設及び既存保育園の建替え・増築により13人の定員増が見込まれます。

また、平成27年度中の私立認可乳児保育園開設を検討します。

平成28年度から地域型保育事業として新たに小規模保育事業及び家庭的保育事業等の導入を図り待機児童の解消に努めます。

⑤ 3号認定（保育園希望）の確保方策【1歳～2歳】

（単位：人）

	現状	推 計				
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3号認定（保育園希望）の推計【1歳～2歳】	435	507	497	482	470	457
□ 確保提供数	441	491	503	505	505	505
保育園・認定こども園	422	472	472	472	472	472
地域型保育事業	0	0	12	14	14	14
認証保育園	19	19	19	19	19	19
過不足（ローイ）	6	△ 16	6	23	35	48

平成27年4月に私立の認可保育園の開設及び既存保育園の建替え・増築により69人の定員増が見込まれますが、一方市立第4保育園・第5保育園の廃園等に伴い43人の定員減となります。このことにより平成27年4月の認可保育園の1歳～2歳の定員は448人となります。

また、平成27年度中の私立認可乳児保育園開設を検討します。

平成28年度から地域型保育事業として新たに小規模保育事業及び家庭的保育事業等の導入を図り待機児童の解消に努めます。



6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

潜在家庭類型から利用意向率・意向日数等を計算し、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出します。

		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
利用者支援		箇所	2	2	2	2	2
時間外保育事業(延長保育)		人	448	437	424	410	401
放課後児童 健全育成 事業	低学年	人	413	408	413	408	395
	高学年	人	393	389	376	366	361
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	65	65	65	65	65
地域子育て支援拠点事業		人回	9,064	8,871	8,618	8,389	8,178
一時預かり 事業	幼稚園の 預かり保育	人日	416	405	392	378	370
	2号認定のうち 幼児期の学校 教育の利用希 望が強いと想 定されるもの の定期的な利用	人日	33,915	33,014	31,981	30,816	30,159
	上記以外	人日	9,364	9,136	8,859	8,575	8,373
ファミリー・ サポート・ センター (就学児)	低学年＋ 高学年	人日	497	491	481	469	461
病児・病後児保育事業		人日	1,228	1,198	1,162	1,125	1,099
妊婦健診事業		人	484	471	459	447	437
乳児家庭全戸訪問事業		人	484	471	459	447	437
養育支援訪問事業		人	204	204	204	204	204

(1) 利用者支援（子育て支援課・子ども家庭支援センター）

《事業の概要》

教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係機関との連携調整を行います。

〈清瀬市の現状〉

子育てに関わる子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康センター、幼稚園や保育所などにおいて必要な情報提供や相談を行っています。

〈今後の方向性〉

子育て支援課及び子ども家庭支援センターに担当職員を置き子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育園などの施設や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように情報の提供や子育てに関する相談を行うとともに、地域の様々な関係機関や子育て支援団体等との連携を密にし、地域の課題を共有した上で状況に応じて不足している社会資源を開発していきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

《事業の概要》

主に0歳からの子どもとその親が集い、交流しながら、仲間づくりや情報交換ができる場所、子育てひろばは保育園や児童館などを利用し、親子が気軽に集まることができる場所として利用されています。

〈清瀬市の現状〉

清瀬市では、地域市民センター等を活用し「つどいの広場」を市内5カ所に開設し、親子が集える場を提供しています。また、私立保育園1園では常時開催の広場事業を実施しており、その他にも市内保育園で実施する「子育てひろば」により気軽に集まれる場を提供しています。

〈述べ利用者数の推移〉

(単位：人)

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
延べ 利用者数	つどいの広場	57,549	61,166	60,331	63,469	61,845
	私立保育園 広場事業	2,916	1,033	1,171	971	1,071
	保育園の「子 育てひろば」	4,722	2,408	1,808	1,982	2,841
	合 計	65,187	64,607	63,310	66,422	65,757

〈確保方策〉

現状でニーズ量を十分に満たしている状態なので、今後も事業を維持して行きます。

〈目標事業量〉

(単位：人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(A)	9,064	8,871	8,618	8,389	8,178
確保方策・提供量(B) (平成 25 年度実績)	65,757	61,845	61,845	61,845	61,845
過不足分(B-A)	52,781	52,974	53,227	53,456	53,667

(3) 妊婦健康診査（健康推進課）

《事業の概要》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〈清瀬市の現状〉

妊娠届出時に都内で使用できる受診票 14 回分を交付し、指定医療機関における妊婦健康診査に係る費用の一部を助成しています。また、都外医療機関及び助産所において自費で妊婦健診を受けた方も申請により助成対象としています。

〈受診票交付者数の推移〉

(単位：件)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
受診票交付者数 (妊娠届出数)	580	558	533	548	525

〈今後の方向性〉

妊婦全員に妊婦健診を受診していただくよう、妊婦健診の重要性と妊娠届の早期提出の必要性を啓発していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（健康推進課）

《事業の概要》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

〈清瀬市の現状〉

第1子及び第2子以降の必要のある新生児を対象に「新生児訪問指導事業」として助産師が、新生児訪問指導事業を受けていない全出生児を対象に「母子保健推進活動」として保健師及び看護師が家庭訪問を行い母子の健康状況の把握、新生児の発育及び栄養状態、生活環境、疾病予防など育児上の相談・助言を行い、出産間もない母の不安を取り除くとともに、要支援家庭の早期把握に努めています。

〈訪問件数の推移〉

(単位：件)

訪問件数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新生児訪問指導事業	308	299	306	283	319
母子保健推進活動	359	364	374	293	274
合計	667	663	680	576	593

〈今後の方向性〉

乳児家庭全戸を訪問することを目標に関係機関と連携を取りながら保健師等専門職による訪問を継続していきます。

(5) 養育支援訪問事業

《事業の概要》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

〈清瀬市の現状〉

保護者が若年であったり、産後うつの家庭に、家事や育児を行う育児支援ヘルパーを派遣しています。また、さらに支援が必要な家庭には、子ども家庭支援センターの専門相談員や健康推進課の保健師が訪問し支援を行っています。

(単位：回)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問回数	209	240	133	97	340

〈今後の方向性〉

支援が必要と判断された家庭に対して、速やかに関係機関と連携して訪問し、相談・指導等の支援を実施します。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

《事業の概要》

保護者が病気、入院、出産、出張、冠婚葬祭などの理由により児童の育成が困難になった場合に、児童擁護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

〈清瀬市の現状〉

児童養護施設に委託しショートステイ事業を実施しています。

〈延べ利用の推移〉

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数 (単位：人)	67	35	20	37	30
延べ利用日数 (単位：日)	94	98	83	101	65

〈確保方策〉

現状において十分な提供量を確保しています。また、主な利用理由が「保護者の疾病・入院」「保護者の育児疲れ」となっており、他のサービスでは代替が困難な事業であるため今後も事業を維持していきます。

〈目標事業量〉

	(単位：日)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(A)	65	65	65	65	65
確保方策・提供量(B) (事業実施可能日数)	365	365	365	365	365
過不足分(B-A)	300	300	300	300	300

※ニーズ量は、25年度実績による。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

《事業の概要》

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（提供会員）の総合援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

〈清瀬市の現状〉

清瀬市では、提供会員の活動をNPO法人に委託するかたちで、依頼会員との連絡・調整作業を行っています。

〈会員数及び利用者数の推移〉

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
依頼会員数	1,091	1,301	1,237	1,261	1,393
提供会員数	144	183	186	191	209
両方会員数	34	37	48	49	46
延べ利用者数	2,000	2,793	2,657	3,010	3,759

※何れも年度末集計

〈確保方策〉

現状において十分な提供量を確保しているので今後も事業を維持していきます。

〈目標事業量〉

低学年＋高学年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(A) (単位：人日)	497	491	481	469	461
確保方策・提供量(B) (平成 25 年度実績) (単位：人)	3,759	3,759	3,759	3,759	3,759
過不足分(B-A)	3,262	3,268	3,278	3,290	3,298

(8) 一時預かり

① 預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

《事業の概要》

幼稚園では、幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。保護者ニーズに応えるため、一時的に預かる事業です。

〈清瀬市の現状〉

市内私立幼稚園全てにおいて、一時保育と定期利用を実施しています。

〈延べ利用者数の推移〉

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	22,851	20,183	19,957	20,559	23,091

〈確保方策〉

私学助成を利用したこれまでどおりの預かり保育推進事業や子育て支援新制度により新たに創設される幼稚園型一時預かり事業を実施し、幼稚園における長時間預かりのニーズに対応していきます。

〈目標事業量〉

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (A) (単位：人日)	416	405	392	378	370
	2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの定期的な利用(B) (単位：人日)	33,915	33,014	31,981	30,816	30,159
	確保方策・提供量(C) (単位：人日)	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600
	過不足分(C-(A+B))	△731	181	1,227	2,406	3,071

※ 20人×7園×20日×12ヶ月=33,600人日

②預かり保育事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外）

《事業の概要》

在宅で保育をしている保護者が、一時的に保育ができなくなった場合のニーズに応える事業です。

〈清瀬市の現状〉

私立保育園2園で一時保育を実施しており、平成25年度からはNPO法人が一時預かり事業を実施しています。ファミリーサポートセンター事業も提供会員による一時預かりとして、多くの方の利用があります。

〈延べ利用者数の推移〉

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用者数	3,814	4,550	4,338	5,062	8,006

〈確保方策〉

現状において、ニーズ量への提供量を確保しているため今後も事業を維持していきます。

〈目標事業量〉

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量(A) (単位：人日)	9,364	9,136	8,859	8,575	8,373
確保方策・提供量(B) (平成25年度実績) (単位：人)	23,047	23,047	23,047	23,047	23,047
過不足分(B-A)	13,683	13,911	14,188	14,472	14,674

(9) 延長保育事業（時間外保育）

《事業の概要》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育園等で保育を実施する事業です。

〈清瀬市町の現状〉

清瀬市では、平成 25 年度より市内の全認可保育所において 18 時から 19 時までの延長保育を実施しています。またその内 2 施設は 18 時から 20 時までの延長保育を実施しています。

〈延べ利用者数及び実施園数の推移〉

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数 (単位：人)	27,653	26,831	30,284	34,531	37,737
実施園数 (単位：箇所)	8	8	8	9	13

〈確保方策〉

現在市内の全認可保育所において延長保育を実施しているのでこの状態を維持していきます。引き続き利用者のニーズに応えながら、適切な提供体制の確保を図ります。

〈目標事業量〉

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(A)	448	437	424	410	401
確保方策・提供量(B) (平成 27 年度定員)	1,355	1,355	1,355	1,355	1,355
過不足分(B-A)	907	918	931	945	954

(10) 病児・病後児保育事業等

《事業の概要》

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育する事業です。

〈清瀬市の現状〉

病児保育施設及び病後児保育施設が各1施設開設しています。またファミリーサポート事業による派遣型の病児・病後児保育も行っています。

〈延べ利用者数の推移〉

(単位：人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	85	82	258	557	426

〈確保方策〉

現状において必要な提供量を確保しているので今後も事業を維持していきます。

〈目標事業量〉

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(A)	1,228	1,198	1,162	1,125	1,099
確保方策・提供量(B) (平成 27 年度定員)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
過不足分(B-A)	1,172	1,202	1,238	1,275	1,301

(11) 放課後児童クラブ

《事業の概要》

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室などにおいて適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

〈清瀬市の現状〉

各小学校区に市立の学童クラブを10カ所設置し、小学校低学年（障がい児は4年生まで）を対象に実施しています。なお、定員の一割以内での弾力受け入れをしています。

〈定員数及び登録者数の推移〉

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
定員数	560	590	590	590	605
登録者数	612	601	636	624	631

〈今後の方向性〉

児童福祉法で対象者が小学生に就学している児童となりましたが、学童クラブによっては待機児童が発生している状況であるので、まずは、優先度の高い低学年および障がい児の受け入れ体制を確保していきます。

高学年の受け入れにあたっては、指導員の高学年の児童に対する育成方法等の研修を十分に行った上で空き定員のある学童クラブでの受入れを検討するとともに放課後子ども教室（まなべー）や児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業との連携を強化していきます。

また、障がいのある児童の受け入れに関しては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に掲げられている基本理念に沿って、障がいのある児童も障がいのない児童も日々の生活や遊びを通して共に育ち合うことが大切であるため、障がいのある児童が安心して生活できる環境となるよう、受け入れ体制の充実を図っていきます。

〈目標事業量〉

低学年

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量(A)	413	408	413	408	395
確保方策・提供量(B)	615	615	615	615	615
過不足分(B-A)	202	207	202	207	220

高学年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量(A)	393	389	376	366	361
確保方策・提供量(B)	0	207	202	207	220
過不足分(B-A)	△393	△182	△174	△159	△141

7. 子ども・子育て支援を担う人材の質の確保・向上

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭、保育士など、子どもの育ちを支援する者の処遇改善、また各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障し、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、子ども・子育て支援を担う人材の質の確保・向上に努めます。

■研修の充実

- ・保育士等の資質向上に向けた研修を実施します。
- ・事業者が行う研修を支援します。
- ・家庭的保育者の認定研修を実施します。



第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進

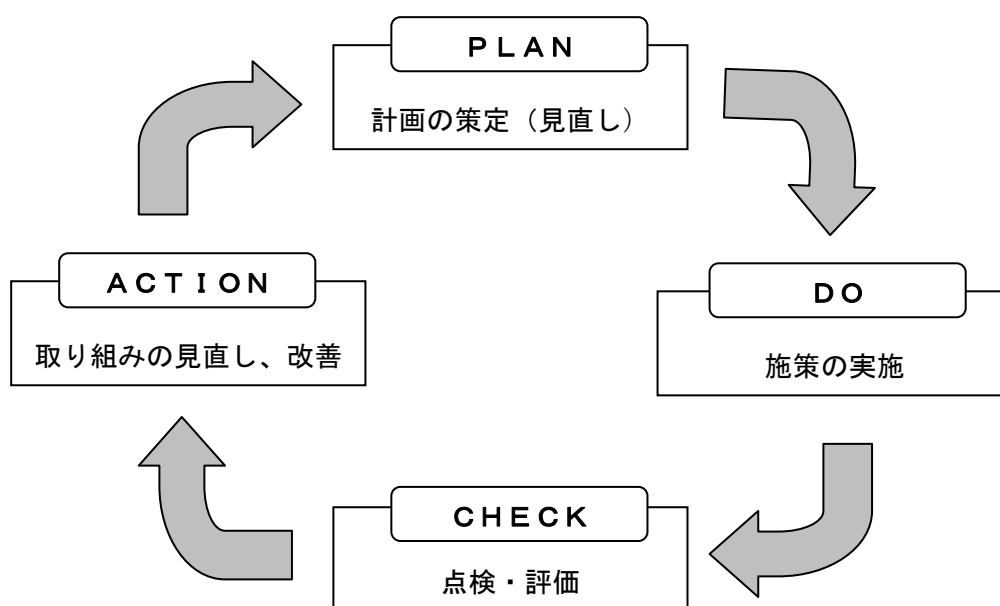
本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容などを定めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する市民ニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と質の向上の実現を目指していきます。

2. 計画の進行管理

計画の適正な進行管理を進めるため、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「清瀬市子ども・子育て会議」並びに「清瀬市地域福祉推進協議会」において、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検・評価等を行います。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じた改善を図るため、施策の見直しを行い、計画を修正していきます。



3. 地域等との連携

本計画を推進していくため、市内関係機関と連携を図り、横断的な施策に取り組むとともに、保育園、幼稚園、NPO法人など子ども・子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら施策の取り組みを広げていきます。

資料編

清瀬市子ども・子育て会議設置条例

平成25年6月28日条例第24号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、清瀬市は、清瀬市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる処理又は調査及び審議（以下「調査等」という。）に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援事業に関する市長の諮問に調査等すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者から市長が任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関して学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に特別の事項を調査等させる必要があると認めるときは、臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

- 2 臨時委員は、必要に応じて市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、特別な事項の調査等の期間とする。

(委員長)

第6条 子ども・子育て会議に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、子育て会議を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、会議に出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、子育て会議の会議に必要があると認めたときは、議事の調査等に必要な者又は関係者（以下「関係者等」という。）の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者等から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

清瀬市子ども・子育て会議委員名簿

氏 名	役 職（所属団体等）	委員区分	委員会
山 下 英三郎	日本社会事業大学 大学院特任教授 清瀬市児童センター運営委員	学 識 経 験 者	委員長
植 松 紀 子	日本大学通信教育 非常勤講師 清瀬市教育委員		
中 村 清 治	清瀬市私立幼稚園協会代表 きよせ幼稚園理事長	子 ども・子 育 て 支 援 関 係 者 に 従 事 する 者	委 員
渡 邊 智 子	清瀬市私立保育園園長会代表 清瀬上宮保育園園長		
小 俣 みどり	特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ理事長		
川 原 壽 春	特定非営利活動法人 ウイズアイ理事長	そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者	
村 田 政 司	清瀬市立小中学校校長会 清瀬市立清瀬第三中学校校長		
菊 間 英 子	清瀬市放課後子ども教室運営委員会委員 清瀬市青少年問題協議会第一地区委員会委員長		
内 野 光 裕	公 募 委 員	市 民 代 表	
黒 田 一 美			
鈴 田 真 理			
牧 野 伸 恵			

(敬称略)

任期 平成25年8月1日～平成27年7月31日(2年間)

策定経過

清瀬市子ども・子育て会議

年月日	項目	主な内容
平成25年 8月22日	平成25年度 第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度について ニーズ調査票について 今後のスケジュールについて
9月25日	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査票について
10月22日	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> 就学前・小学生用ニーズ調査票の最終調整について
平成26年 1月16日	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査集計結果報告について
5月29日	平成26年度 第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査の結果について 平成26年度の子ども・子育て会議の進め方について
6月26日	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> 市民意向調査からみる清瀬市の特徴 各種サービスの基準について 事業計画案の検討について
7月17日	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> 各種基準について 事業計画案の検討について
8月18日	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントに対する市の考え(案)について
8月28日	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育提供区域について 保育認定について
9月25日	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育の「量の見込み」と確保方策について
9月30日	第7回会議	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画案について
10月23日	第8回会議	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画案について
11月20日	第9回会議	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画案について
12月 3日	第10回会議	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画案について
12月25日	第11回会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントについて 幼稚園の利用者負担額について
平成27年 1月29日	第12回会議	<ul style="list-style-type: none"> 保育短時間の時間帯について 事業計画(素案)のパブリックコメントの結果について
2月24日	第13回会議	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画案のまとめについて 保育園等の利用者負担額について
3月19日	第14回会議	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画について 延長保育料について

パブリックコメント・市民説明会

年月日	項目	主な内容
平成26年 7月16日 ～8月4日	パブリックコメント	・子ども・子育て支援新制度における各種基準（案）に対する市民意見募集の実施
7月27日	市民説明会 (生涯学習 センター)	・子ども・子育て支援新制度等の 概要説明・意見交換
8月9日	市民説明会 (竹丘地域 市民センター)	
12月19日 ～ 平成27年 1月15日	パブリックコメント	・清瀬市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する市民意見募集の実施
平成27年 1月8日	市民説明会 (竹丘地域 市民センター)	・清瀬市子ども・子育て支援事業計画（素案）の 概要説明・意見交換
1月10日	市民説明会 (児童センター)	

市民意向調査

年月日	項目	主な内容
平成25年 11月上旬 ～11月下旬	市民意向調査	・「子ども・子育て支援事業計画」策定の伴う幼児期の学校教育、保育、学童クラブ、子育て支援事業等の「利用状況」「利用希望」を把握するための就学前児童調査及び小学生児童調査

【用語集】

■ あ 行

● 預かり保育

保護者の希望に応じて、4 時間を標準とする幼稚園の教育時間の前後や土曜・日曜日、長期休業期間中に、幼稚園において教育活動を行うもの。従来から地域の実情に応じて、個々の幼稚園の判断で実施されてきたが、平成 12 年から施行された幼稚園教育要領に初めて位置付けられた。(文部科学省ホームページより)

● 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かる事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

● NPO (Non Profit Organization)

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を「NPO法人」という。

● 延長保育事業

認定こども園、保育所等において、通常の保育時間を超えて入所児を保育する事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられている。

(→時間外保育事業)

■ か 行

● 学童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。新制度では、「地域子ども・子育て支援事業」の一つに位置付けられている。

(→放課後児童健全育成事業)

● 家庭的保育事業

家庭的保育者の居宅等で少人数の3歳未満児を保育する事業で、児童福祉法の改正により平成22年から法定化された。新制度においては、「地域型保育給付」の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置付けられており、定員は5人以下とされている。

● 教育・保育給付

新制度で創設された「子どものための教育・保育給付」のことで、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と家庭的保育事業等に対する「地域型保育給付」があり、就学前の子どもが対象の教育・保育施設や保育事業の利用に係る費用が、公的な給付と利用者の負担により賄われる仕組みとなっている。

● 居宅訪問型保育（事業）

新制度において、「地域型保育給付」の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置付けられており、3歳未満児を対象に、障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保育を必要とする子どもの居宅で1対1による保育を提供する事業。

● 合計特殊出生率

各年次の出生の水準を表す最も代表的な指標。人口動態統計によって、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計から計算される。年齢別出生率とはその年に各年齢の人口のうち出生を経験する人の割合なので、合計特殊出生率は女性が一生涯に持つであろう平均的な子どもの数であるともいわれる。

● 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業で、「ショートステイ事業」及び「トワイライトステイ事業」がある。

新制度では、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている。

(→ショートステイ、トワイライトステイ)

● 子ども家庭支援センター

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談、児童虐待に関する相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設。

● 子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立・公布された新法で、全世代型の社会保障実現を目指して子ども・子育てに財源を追加充当するための新たな仕組みに関する法律。子どものための現金給付

(児童手当)や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定められている。

■ さ 行

● 時間外保育事業

(→延長保育事業)

● 次世代育成支援対策推進法

平成15年に制定・公布された10年間の時限立法。平成17年度から施行されている。「我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」(厚生労働省)法律である。平成26年4月、さらに10年間の延長が決定した。

● 児童館

児童福祉法に定められた児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童館指導員が配置されている。

● 児童虐待

親又は親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的虐待、心理的虐待、性的虐待及びネグレクト(保護の怠慢ないし拒否)等の行為をいう。

● 児童福祉法

次代の担い手である児童一般の健全な育成及び福祉の積極的増進を基本精神とする児童についての根本的総合的法律。総則、福祉の保障、事業・養育里親及び施設、費用、国民健康保険団体連合会の児童福祉法関連業務、審査請求、雑則、罰則の8章から構成されており、児童等の定義のほか、児童福祉審議会、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所等の児童福祉機関の役割と業務、各種在宅福祉サービス、児童福祉施設及びそれらに要する費用等が規定されている。

● ショートステイ

子育て短期支援事業の一つで、保護者が出産、疾病などの理由で、子どもの養育が一時的に困難な場合に、施設において子どもを泊りがけで預かる事業。(→子育て短期支援事業)

● 小規模保育事業

3歳未満児を対象として定員6人以上19人以下の少人数で行う保育事業で、新制度において、地域型保育給付の対象となる新たな区市町村の認可事業として位置付けられる。なお、待機児解消対策として、新制度施行前に先行して国が制度化した。

● 新生児訪問指導事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

(→乳児家庭全戸訪問事業)

■ た 行

● 待機児童

認可保育所の入所要件を満たし、入所の申込みをしているにもかかわらず、認可保育所等に入所できない児童のこと。

● 地域子育て支援拠点（子育てひろば）事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

● トワイライト（ステイ）

子育て短期支援事業の一つで、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間等に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合等に、子どもを施設において預かる事業。

(→子育て短期支援事業)

■ な 行

● 乳児家庭全戸訪問事業

(→新生児訪問)

● 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし、都道府県が認可した保育施設。保護者の就労や病気などの理由により保育を必要とする小学校就学前の子どもの保育を行う。

● 認証保育所

多様化する保育ニーズに応えるため、東京都が平成13年度から導入した制度で、認可外保育施設に東京都独自の基準（認証基準）を設け、基準を満たす保育所を認証保育所として東京都と区市町村が運営費を補助するもの。利用者と保育所との直接契約により入所決定がなされ、保育料も各保育所が独自に設定する（上限あり）。新制度においては教育・保育給付の対象施設とはならず、認可外保育施設の位置付けとなる。

● 認定こども園

幼稚園と保育所を一体化した施設として検討されてきた総合施設の名称として、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」により規定されている施設。保護者の就労の状況にかかわらず教育・保育を一体的に提供すること及び地域での子育て支援を実施することが2つの主たる事業である。幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4種類があり、新制度では幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化され、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを有する単一の施設となる。種類に応じて都道府県、指定都市又は中核市が認可（認定）の権限を持つ。

● 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

■ は 行

● パブリック・コメント

行政が基本的な政策等を策定するに当たり、その素案を広く公表し、市民等の意見を求めることをいう。

● 病児保育（病児・病後児保育）事業

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

● ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり等の援助を行いたい者（提供会員）と援助を受けたい者（依頼会員）からなる会員組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

● 放課後子ども教室

子どもたちの健やかな成長のため、地域住民等と協力・連携を図りながら、放課後に小学校施設を利用して、大人が子どもたちを見守りながら「遊びの場・学びの場」を提供する事業。
(清瀬市内の全公立小学校9校で実施しています。)

● 放課後児童健全育成事業

(→学童クラブ)

■ や 行

● 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

● 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。(児童福祉法より)

■ ら 行

● 利用者支援事業

子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談・支援等を身近な地域において行う事業。

新制度では、地域子ども・子育て支援事業の一つに位置付けられている。

清瀬市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発 行 清瀬市
企 画 清瀬市子ども家庭部子育て支援課・児童センター
・子ども家庭支援センター・健康福祉部健康推進課
編 集 清瀬市子ども家庭部子育て支援課
〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
TEL. 042-492-5111(代表)

